

改正

昭和62年9月1日規則第47号

平成5年10月1日規則第44号

平成6年3月31日規則第9号

平成7年3月6日規則第4号

平成10年11月13日規則第74号

平成13年2月16日規則第7号

平成16年4月1日規則第19号

平成16年12月27日規則第53号

平成17年9月22日規則第81号

平成18年1月26日規則第1号

平成18年3月29日規則第23号

平成22年3月23日規則第7号

平成23年8月18日規則第36号

平成23年9月29日規則第43号

平成27年3月20日規則第9号

令和4年2月28日規則第8号

令和5年12月14日規則第53号

令和5年12月28日規則第56号

令和6年2月29日規則第5号

令和6年3月28日規則第23号

令和7年3月27日規則第19号

令和8年3月16日規則第7号

都市公園条例施行規則をここに公布する。

都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請手続)

第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定により都市公園内における行為の許可又は許可を受けた事項の変更許可を申請しようとする者は、公園内行為許可申請書(別記様式第1号)又は公園内行為許可事項変更申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 物品販売その他これに類する行為をしようとする場合には、販売品目、販売価格、販売時間及び販売人員を記載した計画書
- (2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合には、募金趣意書
- (3) 業として写真を撮影しようとする場合には、営業時間、料金、使用機材等を記載した計画書
- (4) 業として映画の撮影を行おうとする場合には、人員、使用機材、撮影時間、撮影の方法並びに現場責任者の住所及び氏名を記載した計画書
- (5) 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをしようとする場合には、入場料金、現場責任者の住所及び氏名並びに会合のプログラムを記載した計画書
- (6) 広告物を掲出しようとする場合には、広告物の種類、個数及び規格・寸法の概要を記載した書類
- (7) 許可を受けた事項を変更しようとする場合には、当該変更に係る前各号に掲げる書類(許可証の掲示)

第3条 物品販売、募金その他これらに類する行為又は業として行う写真の撮影について許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行っている間、知事が交付する許可証(別記様式第3号)を常に見やすい位置に掲示しておかななければならない。

(行為の基準)

第4条 都市公園において行われる物品販売、募金その他これらに類する行為は、客寄せ等のための拡声器、ラジオ等を使用するものであってはならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

2 都市公園において行われる興行又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しは、善良の風俗又は清浄な施設環境を害するものであってはならない。

3 都市公園において行われる条例第3条第1項各号に掲げる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは

暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）の利益になると認められるものであってはならない。

（広告物を掲出できる公園施設）

第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める公園施設は、宮崎県総合運動公園に設けられる公園施設のうち次に掲げる公園施設とする。

- （1） 軟式野球場
- （2） 運動広場
- （3） サッカー場
- （4） ラグビー場
- （5） 補助球技場
- （6） 陸上競技場
- （7） 第二陸上競技場
- （8） 第三競技場
- （9） 庭球場
- （10） 自転車競技場
- （11） 武道館
- （12） 硬式野球場
- （13） 第二硬式野球場
- （14） 屋内運動場
- （15） 屋内走路

（広告物掲出の基準）

第6条 前条各号に掲げる公園施設に掲出することができる広告物（硬式野球場のグラウンドフェンスに設ける広告物を除く。以下この条において同じ。）の種類及びその規格・寸法は、次のとおりとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあつては、この限りでない。

広告物の種類	規格・寸法
1 壁面広告	壁面からはみ出さないものであること。
2 懸垂幕	その上端は、工作物の上端を超えないものであること。
3 立看板	縦（脚の長さを含む。）2メートル以下、横1メートル以下であること。

	と。
4 広告旗	縦4メートル以下、横1メートル以下、脚の長さ1.2メートル以下であり、かつ、その上端が工作物の上端を超えないものであること。

備考

- 1 この表において「壁面広告」とは、工作物の壁面に物件を用いて平面的に表示される広告物（懸垂幕を除く。）で、壁面と当該表示面の最前部との間が30センチメートル未満のものをいう。
- 2 この表において「懸垂幕」とは、布又はビニール製のものに表示される広告物で、工作物を利用して垂れ下げるものをいう。
- 3 この表において「立看板」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は広告物を掲出する物件（これらを支える台を含む。）をいう。
- 4 この表において「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。

2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあつては、この限りでない。

公園施設	広告物を掲出することができる場所
1 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、第二陸上競技場、第三競技場及び庭球場	ア 外周柵の内側 イ 外周柵のない施設は、その外周周辺 ウ 庭球場管理棟の内部
2 陸上競技場、硬式野球場及び第二硬式野球場	ア 観覧席 イ 観覧席壁面 ウ 外周柵の内側
3 自転車競技場	ア 外周柵の内側 イ 管理棟の東側の壁面
4 武道館	ア 正面玄関

	イ 各道場の内部
5 屋内運動場	ドームの内部
6 屋内走路	建物の内部

3 広告物の掲出に係る条例第3条第1項の許可を受けることができる者は、条例第9条第2項の許可を受けて当該有料公園施設（同条第1項に規定する有料公園施設をいう。以下同じ。）を利用する者に限るものとする。

第7条 硬式野球場（以下この条において「球場」という。）のグラウンドフェンスに掲出する広告は、グラウンドフェンスに直接描くものとし、その寸法は、縦1.5メートル以下、横10メートル以下とする。

2 球場のグラウンドフェンスに広告物を掲出しようとする者は、掲出する広告物が球場と調和した色彩、形状となるよう配慮するとともに、前項の広告物を描く際に使用する塗料は、白色とし、太陽光及び照明等に反射するものを使用してはならない。

3 球場のグラウンドフェンスに広告物を掲出しようとする者は、球場が公共施設であることに十分留意し、その内容については、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 球場内の美観及び景観を損なうものでないこと。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。
- (3) 競技及び観客の観覧に支障を来すものでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な主張を目的とするものでないこと。
- (5) その他公共の目的に照らし、不適當なものでないこと。

（施設の設置又は管理の許可申請手続）

第8条 公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園施設設置許可申請書（別記様式第4号）、公園施設管理許可申請書（別記様式第5号）又は公園施設設置（管理）許可事項変更申請書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第7条第4項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公園施設の設置又は管理の許可を受けた事項を変更しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 創設経費概要書
- (2) 事業計画書及び収支概算書

(3) 供用及び管理に関する計画書

(4) 申請者が法人又はこれに準ずる団体の場合には、定款又はこれに類する書類、登記事項証明書（法人のみ）、最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表、役員名簿並びに許可申請に関する意思決定を証する書類

(施設の設置又は管理許可更新の申請手続)

第9条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の1箇月前までに公園施設設置（管理）許可更新申請書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(占用許可の申請手続)

第10条 都市公園の占用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園占用許可申請書（別記様式第8号）又は公園占用許可事項変更許可申請書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(占用許可更新の申請手続)

第11条 占用の許可を受けた者が当該許可を更新しようとするときは、当該許可期間の終了の1箇月前までに公園占用許可更新申請書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(開業時間)

第12条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後5時まで（補助球技場、陸上競技場、庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場、屋内走路及び駐車場にあつては、午前9時から午後10時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に同項に定める開業時間を変更することができる。

(休業日)

第13条 有料公園施設の休業日は、次のとおりとする。

有料公園施設	休業日
1 有料公園施設（駐車場を除く。）	ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） イ 12月28日から翌年の1月4日までの日（アに掲げる

	日を除く。)
2 駐車場	なし

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に、同項に掲げる日を休業日とせず、又は同項に掲げる日以外の日を休業日とすることができる。

(有料公園施設の利用の許可の申請)

第14条 条例第9条第2項の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の30日前までに、有料公園施設利用許可申請書（別記様式第11号。以下「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、申請する期日について知事が特に認めたときは、この限りでない。

(有料公園施設の利用の許可)

第15条 知事は、前条の規定により利用許可申請書の提出があった場合において、有料公園施設の利用の許可をするときは、当該申請者に有料公園施設利用許可書（別記様式第12号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者に有料公園施設利用不許可通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可の基準)

第16条 知事は、条例第9条第2項の規定により有料公園施設の利用の許可をする場合において、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料公園施設の設備及び備品（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用許可申請書の内容に偽りがあるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の利益になると認められるとき。
- (5) その他有料公園施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(有料公園施設を利用する者の遵守事項)

第17条 条例第9条第2項の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けて、有料公園施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱さないこと。

- (3) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び知事の指示に従うこと。

(有料公園施設の利用の許可の取消し等)

第18条 知事は、利用者が前条の規定に違反したときは、有料公園施設の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(有料公園施設の利用後の届出)

第19条 利用者は、有料公園施設の利用を終了し、又は中止したときは、速やかに利用した有料公園施設を原状に回復し、その旨を知事に届け出なければならない。

(有料公園施設の入場制限)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、有料公園施設の入場を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 保護者を同伴しない幼児
- (3) その他入場させることが適当でないと認められる者

(有料公園施設の入場者の遵守事項)

第21条 有料公園施設の入場者は、第17条第2号から第5号までに掲げる事項を遵守しなければならない。

2 知事は、前項の入場者が同項の規定に違反したときは、その違反した者に退去を命ずることができる。

(駐車場の無料利用)

第22条 条例第10条第2項ただし書に規定する駐車場について規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する日に駐車場を利用する場合以外の場合とする。

- (1) 土曜日及び日曜日並びに休日（12月28日から翌年の1月4日までの日を除く。）
- (2) 入場料を徴収する場合でアマチュアスポーツ以外に利用する日

(保管した工作物等に係る公示事項を掲示する場所)

第23条 条例第11条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎県庁の掲示板
- (2) 宮崎土木事務所の掲示板（県立平和台公園、宮崎県総合運動公園、県立阿波岐原森林公園及び宮崎県総合文化公園に係る事項に限る。）

(3) 西都土木事務所の掲示板（特別史跡公園西都原古墳群に係る事項に限る。）

(保管工作物等一覧簿)

第24条 条例第11条の3第2項の保管工作物等一覧簿の様式は、別記様式第14号によるものとする。

第25条 条例第11条の3第2項に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。

(1) 宮崎土木事務所（県立平和台公園、宮崎県総合運動公園、県立阿波岐原森林公園及び宮崎県総合文化公園に係る事項に限る。）

(2) 西都土木事務所（特別史跡公園西都原古墳群に係る事項に限る。）

(保管した工作物等の売却)

第26条 保管した工作物その他の物件又は施設の売却については、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び条例に定めるもののほか、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の規定を準用する。

(工作物等の返還に係る受領書)

第27条 条例第11条の6の受領書の様式は、別記様式第15号によるものとする。

(届出)

第28条 条例第12条に規定する届出は、それぞれ次に掲げるところにより行う。

(1) 条例第12条第1号に掲げる場合は、7日以内に公園施設設置完了届（別記様式第16号）又は公園占用工事完了届（別記様式第17号）を知事に提出すること。

(2) 条例第12条第2号に掲げる場合は、7日以内に公園施設設置（管理）廃止届（別記様式第18号）又は公園占用廃止届（別記様式第19号）に原状回復の方法、時期等を記載した書類を添えて知事に提出すること。

(3) 条例第12条第3号に掲げる場合は、7日以内に公園原状回復届（別記様式第20号）を知事に提出すること。

(4) 条例第12条第4号、第5号及び第7号に掲げる場合は、7日以内に公園（公園保全立体区域）内における監督処分に伴う工事完了届（別記様式第21号）を知事に提出すること。

(5) 条例第12条第6号に掲げる場合は、30日以内に公園構成土地物件に関する権利変動届（別記様式第22号）に権利の移転を証する書類（登記事項証明書等）を添えて知事に提出すること。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第29条 条例第15条の2の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第12条から第21条までの規定の適用については、第12条第2項及び第13条第2項の規定中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定

管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第14条から第21条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第30条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に宮崎県総合運動公園に係る利用料金（条例第15条の7第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第31条 条例第15条の3第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第32条 条例第15条の3第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (2) その他知事が必要と認める基準

(指定管理者が行う業務)

第33条 条例第15条の5第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 都市公園の利用促進に係る啓発事業に関する業務
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- (3) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第34条 条例第15条の6の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 都市公園の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(利用料金の承認)

第35条 指定管理者は、条例第15条の7第3項の承認を受けようとするときは、承認を受けようと

する利用料金を記載した書類、歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第36条 条例第15条の7第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 知事が定める基準により利用料金を減額し、又は免除する場合
- (2) 災害その他特別の事情による利用で知事が特に必要と認める場合
- (3) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ知事の承認を受けたとき。

(協定書の締結)

第37条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第15条の5各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- (2) 前条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第38条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第39条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、都市公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第40条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知

らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第41条 この規則に定めるもののほか、都市公園の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年10月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月6日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年11月13日規則第74号)

この規則は、平成10年11月16日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年2月16日規則第7号)

この規則は、平成13年2月17日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月22日規則第81号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宮崎県総合運動公園有料公園施設管理規則の廃止に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際、第2条の規定による廃止前の宮崎県総合運動公園有料公園施設管理規則の規定により、宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（この項において「所長」という。）が

した処分、手続その他の行為又は所長にされた手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により、知事（都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の2の規定により指定管理者を指定した場合は、当該指定管理者を含む。この項において同じ。）がした処分、手続その他の行為又は知事にされた手続その他の行為とみなす。

- 3 都市公園条例第15条の2の規定により指定管理者を指定した場合において、この規則の施行の日以後に、改正後の規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事にされた手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者にされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年1月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第23号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年8月18日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月29日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和5年12月14日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年12月28日規則第56号）

この規則は、令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月29日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 6 日から施行する。ただし、別記様式第11号（その 2）の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の都市公園条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月28日規則第23号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月27日規則第19号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月16日規則第 7 号）

この規則は、令和 8 年 3 月21日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和 8 年 3 月18日から施行する。

備考

申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 物品販売その他これに類する行為をしようとする場合
販売品目、販売価格、販売時間及び販売人員を記載した計画書
- (2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合
募金趣意書
- (3) 業として写真を撮影しようとする場合
営業時間、料金、使用機材等を記載した書類
- (4) 業として映画の撮影を行おうとする場合
人員、使用機材、撮影時間、撮影の方法並びに現場責任者の住所及び氏名を記載した書類
- (5) 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為をしようとする場合
入場料金、現場責任者の住所及び氏名並びに会合のプログラムを記載した計画書
- (6) 公園施設に広告物を掲出しようとする場合
広告物の種類、個数及び規格・寸法の概要を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合
別紙「役員名簿」

役員名簿

法人名：_____

役職名	フリガナ名 氏 名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

公園内行為許可事項変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

フリガナ
氏 名

性 別 (男・女)

生年月日 年 月 日

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

都市公園条例第3条第3項の規定により、次のとおり都市公園内における行為の許可事項の変更許可を申請します。

既に受けた許可行為の概要			
既に受けた許可の年月日及び番号	年	月	日 シレイ ー
変更しようとする事項			
変更しようとする理由			
使用する公園施設			
※ 使 用 料			

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

備考

申請書には、変更に係る次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 物品販売その他これに類する行為をしようとする場合
販売品目、販売価格、販売時間及び販売人員を記載した計画書
- (2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合
募金趣意書
- (3) 業として写真を撮影しようとする場合
営業時間、料金、使用機材等を記載した書類
- (4) 業として映画の撮影を行おうとする場合
人員、使用機材、撮影時間、撮影の方法並びに現場責任者の住所及び氏名を記載した書類
- (5) 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為をしようとする場合
入場料金、現場責任者の住所及び氏名並びに会合のプログラムを記載した計画書
- (6) 公園施設に広告物を掲出しようとする場合
広告物の種類、個数及び規格・寸法の概要を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合
別紙「役員名簿」

様式第3号（第3条関係）

許 可 証	
次のとおり許可したことを証する。	
年 月 日	
宮崎県知事 印	
許可年月日及び番号	
行為者の住所、氏名	
行為の種類	
行為の場所	
行為の期間	
許可の条件	

注意

- 1 この証は、「行為者の住所、氏名」欄に記載されているもののみ有効とする。
- 2 この証は、行為中常時見やすい位置に掲示すること。
- 3 この証は、行為の期間終了後速やかに返納すること。

公園施設設置許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設設置の許可を申請します。

設置しようとする公園施設の名称及び数量	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置の場所	
公園施設の設置による公園使用面積	
公園施設の構造の概要及び工事費	
公園施設の外観	
公園施設の管理方法の概要	
工事实施の方法（直営又は請負施行の別）	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法、時期等	
その他必要な事項	

（注）欄内に書ききれない場合は、適宜、別紙とすること。

備考

- (1) 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - ア 設計書、図面及び仕様書
 - イ 創設経費概要書
 - ウ 事業計画書及び収支概算書
 - エ 供用及び管理に関する計画書
 - オ 申請者が法人又はこれに準ずる団体の場合には、定款又はこれに類する書類、登記簿の謄本（法人のみ）、最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表、役員名簿並びに許可申請に関する意思決定を証する書類
- (2) 「公園施設の外観」欄には、公園施設の屋根、外壁等の塗装の色彩について記入してください。

公園施設管理許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
電話番号
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設管理の許可を申請します。

管理しようとする 公園施設の名称	
管理しようとする 公園施設の場所	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法 (経営方法を含む)	
原状回復の方法、 時期等	
その他必要な事項	

(注) 欄内に書ききれない場合は、適宜、別紙とすること。

備考

申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 創設経費概要書
- (2) 事業計画書及び収支概算書
- (3) 供用及び管理に関する計画書
- (4) 申請者が法人又はこれに準ずる団体の場合には、定款又はこれに類する書類、登記簿の謄本（法人のみ）、最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表、役員名簿並びに許可申請に関する意思決定を証する書類

公園施設設置（管理）許可事項変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
電話番号
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設設置（管理）許可事項の変更許可を申請します。

既に受けた許可事項の概要	
既に受けた許可年月日及び番号	年 月 日 シレイ ー
変更しようとする事項	
変更しようとする理由	
原状回復の方法、時期等	
その他必要な事項	

備考 既存施設の構造の変更を伴うときは、変更前後の設計書、図面及び仕様書を添付してください。

公園施設設置（管理）許可更新申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第5条第1項の規定により、許可を受けた公園施設の設置（管理）許可について更新許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を更新しようとする公園施設の名称及び数量					
既に受けた許可年月日及び番号	年 月 日 シレイ ー				
既に受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで				
更新しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
その他必要な事項					

公園占用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第6条第1項の規定により、次のとおり都市公園の占用許可を申請します。

占用物件の名称及び数量	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所及び面積	
占用物件の構造の概要及び工事費	
占用物件の外観	
占用物件の管理方法	
工事実施の方法	
工事の着手及び完了の時期	
都市公園の復旧方法	
その他必要な事項	
※ 使 用 料	

（注）※の欄は、何も記入しないでください。

備考

- (1) 申請書には、設計書、図面及び仕様書を添付してください。
- (2) 「占用物件の外観」欄には、占用物件の外装等の色彩について記入してください。
- (3) 「工事実施の方法」欄には、「直営」又は「請負」施行の別を記入してください。

公園占用許可事項変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
電話番号
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第6条第3項の規定により、次のとおり占用許可事項の変更許可を申請します。

既に受けた許可事項の概要			
既に受けた許可の年月日及び番号	年	月	日 シレイ ー
変更しようとする事項			
変更しようとする理由			
原状回復の方法、時期等			
その他必要な事項			
※ 使 用 料			

（注）※印の欄は、記入しないでください。

備考

占用物件の構造の変更を伴うときは、変更前後の設計書、図面及び仕様書を添付してください。

公園占用許可更新申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第6条第3項の規定により、許可を受けた公園占用許可について更新許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占用許可を更新しようとする占有物件の名称					
既に受けた許可の年月日及び番号	年	月	日	シレイ	—
既に受けた許可の期間	年	月	日から	年	月 日まで
更新しようとする期間	年	月	日から	年	月 日まで
その他必要な事項					
※ 使 用 料					

（注）※印の欄は、記入しないでください。

様式第11号（その1）（第14条関係）
 有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿
 （指定管理者 様）

住所又は所在地
フリガナ
 氏名又は名称
 性 別
 生 年 月 日
 利用中の責任者氏名

電話
 (男・女)
 年 月 日
 電話

都市公園条例第9条第2項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。

利用目的 (大会名等)	1 試合 2 練習 3 その他 ()			利用 予定人員	名
利用者区分	1 一般	2 高校生	3 小・中学生	4 幼児	
催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他		
利用施設及び利用器具					※使用料(利用料金)
利用期日及び利用時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分				円
※許可年月日	年 月 日		※許可番号		

- (注) 1 必要事項を記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 3 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

役員名簿

法人名：_____

役職名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第11号（その2）（第14条関係）
有料公園施設利用許可申請書（庭球場）

年 月 日

宮崎県知事 殿
(指定管理者 様)

住所又は所在地
ふりがな
氏名 又は名称 電話
性 別 (男・女)
生 年 月 日 年 月 日
利用中の責任者氏名 電話

都市公園条例第9条第2項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。

利用目的						
入場料徴収	1 有 2 無					
催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他 ()			
利用者数及び利用者区分	利用者数計名	1 一般 ()名	2 高校生 ()名	3 中学生 ()名	4 小学生 ()名	5 幼児 ()名
利用期日	年 月 日 ~ 年 月 日					
利用施設及び利用時間等	施設・設備	利用区分等	利用時間		冷暖房利用	
	屋外コート	利用コート番号 () ※コート番号は1~18	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		
	屋外コート照明設備	全灯・5/8灯・5/12灯	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		
	屋内コート	利用コート () ※コート番号はA~F	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	※10月~5月のみ 簡易空調利用台数 ()台 ※6月~9月は全台稼働	
	屋内コート照明設備	全灯・5/8灯・5/12灯	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		
	会議室	会議室1・会議室2・ 会議室3・会議室4・ 会議室5	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	冷房利用 有・無 暖房利用 有・無	
	多目的スペース	多目的スペース1・ 多目的スペース2・ 多目的スペース3	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	冷房利用 有・無 暖房利用 有・無	
	放送器具	固定式・移動式	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		
	持込電気器具用電気		時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		
※使用料 (利用料金)		円	※減免理由			
※受付年月日		年 月 日	※許可年月日		年 月 日	
				※許可番号		

- (注) 1 必要事項を記入の上、該当するものの区分又は記号を○で囲んでください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。
3 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

別紙

役員名簿

法人名： _____

役職名	フリガナ名 氏 名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第11号（その3）（第14条関係）
 有料公園施設利用許可申請書（武道館（専用利用））

年 月 日

宮崎県知事 殿
 （指定管理者 様）

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

電話

性 別 (男・女)

生 年 月 日 年 月 日

利用中の責任者氏名

電話

都市公園条例第9条第2項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。

利用目的				行事名				
利用者の区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 幼児			
催物の種類	1 スポーツ ((1) アマチュア (2) その他)			2 その他 ()				
利用予定人員	名			入場料徴収	1 有	2 無		
利用期日及び 利用時間	年 年 年	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分 分 分	～ ～ ～	時 時 時	分 分 分
利用施設等	施設名	利用区分		照明時間 (区分)		冷暖房時間		
	主道場	全・2/3・1/2・1/3		時 分 ～ 時 分 ()		時 分～ 時 分		
	柔道場	全・3/4・1/2・1/4		時 分 ～ 時 分 ()		時 分～ 時 分		
	剣道場	全・1/2		時 分 ～ 時 分 ()		時 分～ 時 分		
	副道場	全・1/2		時 分 ～ 時 分 ()		時 分～ 時 分		
	相撲場			時 分 ～ 時 分 ()		時 分～ 時 分		
	弓道場	近的	全・2/3・1/3		時 分 ～ 時 分 ()		時 分～ 時 分	
		遠的	全・1/2		時 分 ～ 時 分 ()		時 分～ 時 分	
	会議室	大会議室	全・1/2				時 分～ 時 分	
		中会議室	1室・2室				時 分～ 時 分	
小会議室						時 分～ 時 分		
利用 附 帯 設 備 器 具	利用附帯設備器具名			数 量				
				時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分		
※ 使用料 (利 用料金)							円	
※ 減免理由								
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号				

- (注) 1 必要事項を記入の上、該当するものの区分又は記号を○で囲んでください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 3 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

役員名簿

法人名：_____

役職名	フリガナ名 氏 名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第11号（その4）（第14条関係）
 有料公園施設利用許可申請書（武道館（個人利用））

年 月 日

宮崎県知事 殿
 （指定管理者 様）

住 所
 フリガナ
 氏 名 電話
 性 別 （男・女）
 生年月日 年 月 日

都市公園条例第9条第2項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。

利用目的					
利用者数及び利用者区分	利用者数計名	1 一般（ ）名	2 高校生（ ）名	3 中学生（ ）名	4 小学生（ ）名
利用期日及び利用時間	年 月 日 時 分 ～ 時 分 <small>（冷暖房 時 分 ～ 時 分）</small>				
利用施設	1 主道場 5 相撲場	2 柔道場 6 弓道場	3 剣道場 ((1) 近的 (2) 遠的)	4 副道場	
利用附帯設備器具	利用附帯設備器具名	数 量			
		時分～時分	時分～時分	時分～時分	
※使用料（利用料金）	円				
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	

- (注) 1 必要事項を記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第11号（その5）（第14条関係）

（表）

有料公園施設利用許可申請書（硬式野球場）

年 月 日

宮崎県知事 殿
（指定管理者 様）

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

電話

性

別

（男・女）

生 年 月 日

年 月 日

利用中の責任者氏名

電話

都市公園条例第9条第2項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。

利 用 目 的			行事名					
入 場 料 徴 収	1 有（最高入場料 円）		2 無					
催 物 の 種 類	1 アマチュアスポーツ		2 その他（ ）					
利 用 予 定 人 員 等	名（1 一般 2 高校生 3 中学生 4 小学生）							
利 用 期 日 及 び 時 間	グラウンド	年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分						
	照 明 設 備	点灯 区分	1 全点灯		2 3/4点灯		3 1/2点灯	
			4 1/3点灯		5 1/6点灯			
		年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 ()						
	スコアボード	年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 ()						
	放送器具	年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 ()						
	会 議 室	区分	1 大会議室		2 中会議室			
			年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分					
		冷暖房の使用	1 冷房使用		2 暖房使用		3 使用しない	
	ミーティング室	年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分						
冷暖房の使用		1 冷房使用		2 暖房使用		3 使用しない		

(裏)

利用 期日 及 び 時 間	監 督 室	年 月 日 時 分～ 時 分
		年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分	
	年 月 日 時 分～ 時 分	
	冷暖房の使用	1 冷房使用 2 暖房使用 3 使用しない
	コ ー チ 室	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分	
	年 月 日 時 分～ 時 分	
	年 月 日 時 分～ 時 分	
	冷暖房の使用	1 冷房使用 2 暖房使用 3 使用しない
売 店	希 望 場 所	内野側 (No.) 1-1・1-2・2-1・2-2 3-1・3-2・4-1・4-2
		外野側 (No.) 5・6・7・8
	年 月 日～ 年 月 日 ※販売品目、販売価格、販売時間及び販売人員を記載した計画書を添付してください。	
折りたたみいす	年 月 日 時 分～ 時 分 点	
	年 月 日 時 分～ 時 分 点	
	年 月 日 時 分～ 時 分 点	
	年 月 日 時 分～ 時 分 点	
長 机	年 月 日 時 分～ 時 分 点	
	年 月 日 時 分～ 時 分 点	
	年 月 日 時 分～ 時 分 点	
	年 月 日 時 分～ 時 分 点	

(注) 1 必要事項を記入の上、該当するものの区分又は記号を○で囲んでください。

2 下記の欄は記入しないでください。

3 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

使用料 (利用 料金)	円	減 免 理 由	
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
			許可番号

役員名簿

法人名：_____

役職名	フリガナ名 氏 名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第11号（その6）（第14条関係）
 有料公園施設利用許可申請書（屋内運動場）

年 月 日

宮崎県知事 殿
 （指定管理者 様）

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

電話

性 別 (男・女)

生 年 月 日 年 月 日

利用中の責任者氏名

電話

都市公園条例第9条第2項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。

利用目的			行事名						
入場料徴収	1 有(最高入場料 円)	2 無							
催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他()						
利用予定人員等	名(1 一般		2 高校生	3 中学生	4 小学生)				
利用期日及び時間	アリーナ	年 月 日 時 分～ 時 分							
	照明設備	点灯区分	1 全点灯	2 3/4点灯	3 1/2点灯				
			4 3/10点灯	5 1/5点灯	6 1/10点灯				
			年 月 日 時 分～ 時 分						
	スコアボード	年 月 日 時 分～ 時 分							
	放送器具	年 月 日 時 分～ 時 分							
	冷暖房設備	区分	1 全館内野側	2 会議室1	3 会議室2				
			4 外野側	5 外野側	6 外野側				
	会議室	区分	1 全室	2 会議室1	3 会議室2				
	折りたたみいす	年 月 日 時 分～ 時 分							
長机	年 月 日 時 分～ 時 分								
その他の器具	年 月 日 時 分～ 時 分								

(注) 1 必要事項を記入の上、該当するものの区分又は記号を○で囲んでください。

2 下記の欄は記入しないでください。

3 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

使用料(利用料金)	円	減免理由					
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号			

役員名簿

法人名：_____

役職名	フリガナ名 氏 名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

有料公園施設利用許可書

シレイ番号

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

宮崎県知事

印

(指定管理者

印)

利用目的 (大会名等)	1 試合 2 練習 3 その他 ()			利用 予定人員	名
利用者区分	1 一般	2 高校生	3 小・中学生	4 幼児	
催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他		
利用施設及び利用器具					使用料(利用 料金)
利用期日及び利用時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分				円
注意事項	1 都市公園条例、都市公園条例施行規則等を遵守してください。 2 許可書を宮崎県知事(指定管理者)に提示してから利用してください。 3 関係者の自動車は、必ず駐車場に止めてください。 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料(利用料金)は、還付しません。 5 雨天等により、グラウンド等の保全の必要があると判断した場合は、許可を取り消すことがあります。				

様式第12号（その2）（第15条関係）
有料公園施設利用許可書（庭球場）

シレイ番号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

宮崎県知事
(指定管理者)



利用目的					
入場料徴収	1 有 2 無				
催物の種類	1 アマチュアスポーツ 2 その他()				
利用者数及び利用者区分	利用者数計名	1 一般()名	2 高校生()名	3 中学生()名	4 小学生()名 5 幼児()名
利用期日	年 月 日 ~ 月 日				
利用施設及び利用時間等	施設・設備	利用区分等	利用時間		冷暖房利用
	屋外コート	利用コート番号() ※コート番号は1~18	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	/
	屋外コート照明設備	全灯・5/8灯・5/12灯	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	/
	屋内コート	利用コート() ※コート番号はA~F	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	※10月~5月のみ 簡易空調利用台数()台 ※6月~9月は全台稼働
	屋内コート照明設備	全灯・5/8灯・5/12灯	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	/
	会議室	会議室1・会議室2・ 会議室3・会議室4・ 会議室5	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	冷房利用 有・無 暖房利用 有・無
	多目的スペース	多目的スペース1・ 多目的スペース2・ 多目的スペース3	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	冷房利用 有・無 暖房利用 有・無
	放送器具	固定式・移動式	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	/
	持込電気器具用電気	/	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	/
使用料(利用料金)					円
注意事項	<p>1 都市公園条例、都市公園条例施行規則等を遵守してください。</p> <p>2 許可書を庭球場係員に提示してから利用してください。</p> <p>3 関係者の自動車は、必ず駐車場に止めてください。</p> <p>4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料(利用料金)は、還付しません。</p>				

様式第12号（その3）（第15条関係）
 有料公園施設利用許可書（武道館（専用利用））

シレイ番号
 年 月 日

住所又は所在地
 氏名又は名称

都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

宮崎県知事 印
 （指定管理者 印）

利用目的					
行事名					
利用者区分	利用予定人員			名	
催物の種類					
利用施設 及び 利用日時等	利用施設（区分）	利用日	利用時間	照明時間（区分）	冷暖房時間
	（ ）		～	～（ ）	～
	（ ）		～	～（ ）	～
	（ ）		～	～（ ）	～
	（ ）		～	～（ ）	～
	（ ）		～	～（ ）	～
	（ ）		～	～（ ）	～
	（ ）		～	～（ ）	～
利用付帯 設備器具	利用付帯設備器具名	数 量			
		～	～	～	
使用料（利用料金）					円
注意事項	1 都市公園条例、都市公園条例施行規則等を遵守してください。 2 許可書を武道館係員に提示してから利用してください。 3 関係者の自動車は、必ず駐車場に止めてください。 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料（利用料金）は、還付しません。				

様式第12号（その4）（第15条関係）
 有料公園施設利用許可書（武道館（個人利用））

シレイ番号
 年 月 日

住所
 氏名

都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

宮崎県知事 印
 （指定管理者 印）

利用目的					
利用者数及び利用者区分	利用者数 名	利用者区分			
利用施設及び利用日時等	利用施設	利用日	利用時間	冷暖房時間	
			～	～	
利用附帯設備器具	利用附帯整備器具名	数 量			
		～	～	～	
使用料（利用料金）	円				
注意事項	1 都市公園条例、都市公園条例施行規則等を遵守してください。 2 許可書を武道館係員に提示してから利用してください。 3 関係者の自動車は、必ず駐車場に止めてください。 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料（利用料金）は、還付しません。				

（表）

有料公園施設利用許可書（硬式野球場）

シレイ番号

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

宮崎県知事

㊦

（指定管理者

㊧）

利用目的			行事名					
入場料徴収	1 有（最高入場料 円）		2 無					
催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他（ ）					
利用予定人員等	名（1 一般 2 高校生 3 中学生 4 小学生）							
利用期日及び時間	グラウンド	年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
	照明設備	点灯区分	1 全点灯	2 3/4点灯	3 1/2点灯			
		4 1/3点灯	5 1/6点灯					
		年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
		年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
		年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
		年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
		年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
		年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
		年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分	
スコアボード	()							
放送器具	()							
会議室	区分	1 大会議室		2 中会議室				
	年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分		
	年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分		
	冷暖房の使用	1 冷房使用		2 暖房使用		3 使用しない		
ミーティング室	年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分		
	年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分		
	年 月 日	時 分～	時 分	年 月 日	時 分～	時 分		
	冷暖房の使用	1 冷房使用		2 暖房使用		3 使用しない		

(裏)

利用 期日 及 び 時 間	監 督 室	年 年 年 年	月 月 月 月	日 日 日 日	時 時 時 時	分 分 分 分	時 時 時 時	分 分 分 分	
		冷暖房の使用	1 冷房使用	2 暖房使用	3 使用しない				
	コ ー チ 室	年 年 年 年	月 月 月 月	日 日 日 日	時 時 時 時	分 分 分 分	時 時 時 時	分 分 分 分	
		冷暖房の使用	1 冷房使用	2 暖房使用	3 使用しない				
	売 店	場 所	内野側 (No.) 外野側 (No.)						
		年 月 日	年 月 日						
	折りたたみいす	年 年 年 年	月 月 月 月	日 日 日 日	時 時 時 時	分 分 分 分	時 時 時 時	分 分 分 分	
	長 机	年 年 年 年	月 月 月 月	日 日 日 日	時 時 時 時	分 分 分 分	時 時 時 時	分 分 分 分	
使用料 (利用料金)									円
注 意 事 項		<p>1 都市公園条例、都市公園条例施行規則等を遵守してください。</p> <p>2 許可書を硬式野球場係員に提示してから利用してください。</p> <p>3 関係者の自動車は、必ず駐車場に止めてください。</p> <p>4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料 (利用料金) は、還付しません。</p>							

様式第12号（その6）（第15条関係）
有料公園施設利用許可書（屋内運動場）

シレイ番号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

宮崎県知事
(指定管理者) 印

利用目的			行事名					
入場料徴収	1 有(最高入場料	円)	2 無					
催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 その他()						
利用予定人員等	名(1 一般		2 高校生	3 中学生	4 小学生)			
利用期日及び時間	アリーナ	年	月	日	時	分	時	分
		年	月	日	時	分	時	分
		年	月	日	時	分	時	分
		年	月	日	時	分	時	分
	照明設備	点灯	1 全点灯	2 3/4点灯	3 1/2点灯			
		区分	4 3/10点灯	5 1/5点灯	6 1/10点灯			
		年	月	日	時	分	時	分
		年	月	日	時	分	時	分
		年	月	日	時	分	時	分
		年	月	日	時	分	時	分
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
スコアボード	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
放送器具	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
冷暖房設備	区分	1 全館	2 会議室1	3 会議室2				
	4 内野側	5 外野側						
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
会議室	区分	1 全室	2 会議室1	3 会議室2				
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
折りたたみいす	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
長机	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
その他の器具	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
使用料(利用料金)								円
注意事項	1 都市公園条例、都市公園条例施行規則等を遵守してください。 2 許可書を屋内運動場係員に提示してから利用してください。 3 関係者の自動車は、必ず駐車場に止めてください。 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料(利用料金)は、還付しません。							

様式第13号（第15条関係）

有料公園施設利用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事 印
(指定管理者 印)

年 月 日付けで申込みのあった有料公園施設の利用については、下記の理由により許可できませんので、都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、通知します。

記

(理由)

様式第14号（第24条関係）

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物 等が放置されて いた場所	除却した年月 日時	保管を始めた 年月日時	保管の場所	備 考
	名称又は 種 類	形状又は特徴	数 量					

様式第15号（第27条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">返還を受けた者 住 所 電話番号 氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">（法人その他の団体にあつては、主たる事 業所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。</p>									
返還を受けた日時									
返還を受けた場所									
返還を受けた工作物等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">整 理 番 号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名 称 又 は 種 類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">形 状 又 は 特 徴</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">数 量</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	整 理 番 号		名 称 又 は 種 類		形 状 又 は 特 徴		数 量	
整 理 番 号									
名 称 又 は 種 類									
形 状 又 は 特 徴									
数 量									
（返還を受けた金額）									

公園施設設置完了届

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

公園施設の設置工事を完了したので、都市公園条例第12条の規定により、次のとおりお届けします。

設置した公園施設の名称			
許可を受けた年月日及び番号	年 月 日 シレイ ー		
工事の着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了		
その他必要な事項			

公園占用工事完了届

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

公園占用工事を完了したので都市公園条例第12条の規定により、次のとおりお届けします。

占用物件の名称			
許可を受けた年月日及び番号	年	月	日 シレイ ー
工事の着手及び完了年月日	年	月	日着手、 年 月 日完了
その他必要な事項			

公園施設設置（管理）廃止届

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日シレイ ー で許可を受けた公園施設の設置（管理）を廃止するので、都市公園条例第12条の規定により、次のとおりお届けします。

設置（管理）を廃止する公園施設の名称	
廃止の理由	
廃止の期日	年 月 日
既に受けた許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法、時期等	
その他必要な事項	

公園 占 用 廃 止 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日シレイ ー で許可を受けた公園の占用を廃止するので、
都市公園条例第12条の規定により、次のとおりお届けします。

占用を廃止する物件の名称	
廃止の理由	
廃止の期日	
既に受けた許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法、時期等	
その他必要な事項	

公 園 原 状 回 復 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

都市公園法第10条第1項の規定に基づき、都市公園を原状に回復したので、都市公園条例第12条の規定により、次のとおりお届けします。

既に受けた許可の年月日及び番号	年 月 日 シレイ ー
許可を受けた種類	<input type="checkbox"/> 公園施設の設置、 <input type="checkbox"/> 公園施設の管理、 <input type="checkbox"/> 公園の占用
原状回復の理由	<input type="checkbox"/> 許可期間の満了、 <input type="checkbox"/> 廃 止
工事施行者の住所及び氏名	
工事の着手及び完了年月日	年 月 日着手、 年 月 日完了
その他必要な事項	

備考

許可を受けた種類欄及び原状回復の理由欄の□については、該当する項目を「」すること。

様式第21号（第28条関係）

公園（公園保全立体区域）内における監督処分に伴う工
事完了届

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日タツ で命ぜられた工事を完了したので都市公園条例第
12条の規定により、次のとおりお届けします。

命ぜられた工事の 内容	
工事の着手及び完 了年月日	年 月 日着手、 年 月 日完了
その他必要な事項	

公園構成土地物件に関する権利変動届

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

所有権（抵当権）の移転（設定）をしたので都市公園条例第12条の規定により、次の
とおりお届けします。

変動した権利及び その内容	
変動後の権利者の 住所及び氏名	
変動のあった年月 日	
その他必要な事項	

備考

権利の移転を証する書類（登記事項証明書等）を添付してください。